

## 公立図書館の公益性の再考

——ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を通じて——

### Rethinking of public interest of public library ; through the discussions on lending service of library and authors right

学籍番号 : 201321654

氏名 : 皆川 登紀子

Tokiko MINAGAWA

日本の公立図書館において著作者の許諾を必要とせずに図書を貸し出すことができるのは、公立図書館に公益性が認められるためであると考えられている。しかしながら、1990年代後半から2000年代前半にかけ、一部の著作者らから、公立図書館がベストセラーの複本を大量に購入して貸出することが著作者の私益を侵害しているとする批判が起こり、この問題をめぐって多くの議論が交わされた。本研究では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論が公立図書館の公益性を再考するきっかけになったと仮定し、著作者の権利が制限される根拠となる公立図書館の公益性とは何かを再考することを目的とする。

研究方法は文献調査を中心に行った。まず、これまで論じられてきた公立図書館の公益性の特徴を明らかにするため、公立図書館の公益性ならびに公共性について書かれた文献を分析した。次に、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において公立図書館の公益性がどのように論じられたかを明らかにするため、1998年から2005年にかけてベストセラーの大量複本問題をめぐる議論について記述された文化庁文化審議会著作権分科会議事録やシンポジウム記録、新聞・雑誌記事、論文等の文献を対象に分析した。また、補足としてベストセラーの大量複本問題をめぐる議論のオピニオンリーダー7名へのインタビュー調査を行った。

分析の結果、これまで公立図書館の公益性については公共性と明確に区別せず積極的に論じられてこなかったことを指摘し、その上で、公共性と共に論じられてきた公立図書館の公益性の特徴を3つに分類した。「第1の公益性」は、知の共有のための公共財としての公益性である。「第2の公益性」は、利用者の知へのアクセス保障としての公益性である。「第3の公益性」は、知に基づいた議論と民主主義の実践の場としての公益性である。

次に、公立図書館の公益性の3分類を元に、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の文献調査を通じて浮かび上がった公立図書館の公益性を2つに整理した。まず1点が、公立図書館の公益性の3分類である、蔵書の多様性により付加価値の向上という公益性、知へのアクセス保障という公益性、そして、図書館団体と著作者団体の代表による定期的な協議会の設置という公益性である。これら3つの公益性は、「知る自由の保障」という公立図書館の公益性の3つの側面に対応している。もう1点が、著作者側から新たに指摘された、出版流通や文芸文化の発展への貢献という公立図書館の公益性である。これら2点については従来から論じられていたが、公立図書館の公益性という観点から整理し直した。

研究指導教員 : 呑海 沙織

副研究指導教員 : 綿抜 豊昭